

# 鋼船規則

L 編 艀装品

規  
則

**2010 年 第 1 回 一部改正**

2010 年 4 月 15 日 規則 第 13 号

2010 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2010 年 2 月 23 日 理事会 承認

2010 年 4 月 5 日 国土交通大臣 認可

2010年4月15日 規則第13号  
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

## L 編 艀装品

### 3章 チェーン

#### 3.1 チェーン等

3.1.3 を次のように改める。

##### 3.1.3 材料

- 1. チェーンに用いる材料は、チェーンの種類及び製造法に応じて表 L3.1 のとおりとする。
- 2. 前-1.にかかわらず、本会が適当と認め、かつ、K 編 3.6.4 の試験に合格する圧延丸鋼は、チェーン用丸鋼として使用することができる。
- 3. チェーン用スタッドの材料は、スタッドが溶接で取り付けられる場合、原則として炭素含有量が 0.25%未満のものとする。ただし、同種のチェーン用丸鋼又は本会がこれと同等と認める丸鋼としても差し支えない。
- ~~-4.~~ チェーン用部品に用いる材料は、連結されるチェーンの種類及び製造法に応じて表 L3.2 のとおりとする。



## 附 則

1. この規則は、2010年4月15日から施行する。

---

# 鋼船規則検査要領

L 編

艤装品

要  
領

2010年 第1回 一部改正

2010年 4月 15日 達 第30号

2010年 2月 5日 技術委員会 審議

2010年4月15日 達 第30号  
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## L 編 艀装品

### L3 チェーン

#### L3.1 チェーン等

##### L3.1.3 材料

-1.を次のように改める。

-1. スタッドに用いる材料は、チェーン用材料若しくは圧延鋼材、鋳鋼品又は鍛鋼品とする。この場合、機械的試験を行うことを要しない。可鍛鋳鉄及びねずみ鋳鉄は使用してはならない。

-2. (省略)

##### L3.1.4 製造法

-3.として次の1項を加える。

-1. (省略)

(1) (省略)

(2) (省略)

(3) (省略)

-2. (省略)

-3. 規則 L 編 3.1.4-1.の適用上、スタッド自体の製造については、チェーンの製造方法の一部として承認を得ることを要しない。

#### L3.2 海洋構造物用チェーン

L3.2.4 として次の1条を加える。

##### L3.2.4 材料

スタッドに用いる材料は、海洋チェーン用材料若しくは圧延鋼材、鋳鋼品又は鍛鋼品とする。この場合、機械的試験を行うことを要しない。可鍛鋳鉄及びねずみ鋳鉄は使用してはならない。

### L3.2.5 製造法

-3.として次の1項を加える。

-1. スタッドの取付け位置は、**L3.1.4-2.**によること。

-2. 規則 L 編 **3.2.5-6.**にいう「本会がその連結方法について特に承認した場合」とは、連結される普通リンクのいかなる部分においても、連結するさいの熱による悪影響がないことを証明し、その連結方法について、本会の承認を得た場合をいう。

-3. 規則 L 編 **3.2.5-1.**の適用上、スタッド自体の製造については、海洋チェーンの製造方法の一部として承認を得ることを要しない。

#### 附 則

1. この達は、2010年4月15日から施行する。